

# 保険・年金 フォーカス

## ドイツの保険監督と市場概況

世界第6位の生命保険市場の監督体制

保険研究部 上席研究員 小林 雅史

(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

ドイツは2013年の生命保険料収入で米国、日本、英国、中国、フランスに次ぐ世界第6位の生命保険市場である<sup>1</sup>。

連邦金融監督庁（Die Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, BaFin、2002年5月1日に新しい金融監督機関として発足）の保険監督局が保険会社を監督している<sup>2</sup>。

保険監督法（Versicherungsaufsichtsgesetz, VAG、1901年5月12日に制定）にもとづいて監督される会社としては、生命保険会社93社（うち連邦金融監督庁ではなく、州により監督される生命保険会社が3社）、医療保険会社（日本においては生命保険会社や損害保険会社などが発売している医療保険を専門とする保険会社）48社、損害保険会社210社などがある<sup>3</sup>。

また、販売保険種類としては近年、養老保険から年金保険にシフトしている状況にある（2012年8月の保険・年金フォーカス「[ドイツの生命保険市場](#)」で紹介されている）<sup>4</sup>。

本レポートではドイツの保険監督制度および最近の市場概況を報告したい。

### 2—保険監督

#### 1 | ドイツ保険監督法

ドイツの保険監督法は、長い歴史を有しており、100年以上前の1901年5月12日に制定された。

<sup>1</sup> 「スイス・リーのシグマ調査『2013年の世界の保険』：先進国市場での生命保険販売の不振により、保険料の伸びは大幅に減少」（2014年6月25日）、スイス・リーホームページ、[http://www.swissre.com/japan/sigma3\\_20140625\\_jp.html](http://www.swissre.com/japan/sigma3_20140625_jp.html)。

<sup>2</sup> 重田正美「ドイツの新しい金融監督機関について」『レファレンス』No.641、2004年6月、江澤雅彦「ドイツにおける生命保険規制—BaFin年次報告書をめぐって—」『生命保険論集』第157巻、2006年12月。

<sup>3</sup> 「2013年年次報告書」（英語版）、BaFinホームページ、

<sup>4</sup> 松岡博司「ドイツの生命保険市場—急速に主力商品、チャネルのシフトが進行中—」『保険・年金フォーカス』、2012年8月、ニッセイ基礎研究所ホームページ、<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus120827.pdf>。

この法律は、保険会社の営業に免許を必要とし、保険監督当局が普通保険約款などの基礎書類の審査や認可などを通じて実体的に保険会社を監督する「実体的監督主義」にもとづいたものであった。

EC（現在の EU）における市場統合に向け、保険分野では 1992 年の第 3 次損害保険指令、第 3 次生命保険指令により、「母国監督主義による単一免許」（母国で免許を受ければ他の加盟国で改めて免許を受けなくても支店などを開設し、保険を販売することが可能）、「普通保険約款・保険料率の完全自由化」などが採決された<sup>5</sup>。

こうした保険指令により各国の保険監督法の改正が必要となり、ヨーロッパの中でも厳格な実体的監督主義を採用していたドイツ保険監督法も 1994 年に改正されて、普通保険約款の事前認可制度や保険料率の事前認可制度が一部例外を除き撤廃された<sup>6</sup>。

一方、第 3 次損害保険指令、第 3 次生命保険指令でも、「生損保の兼営禁止原則」は維持されている。

そのため現行ドイツ保険監督法第 8 条 1a) には、「生命保険業を営むための事業免許と、その他の保険種類を営むための事業免許は、相互に排斥する。医療保険業（筆者注：公的医療保険制度を代替する代替的医療保険）を営むための事業免許と、その他の保険種類を営むための事業免許についても同様とする」と規定されており、生命保険会社は、損害保険や医療保険を自社本体で販売できない<sup>7</sup>。

これに対し、日本においては生損保の兼営禁止規定のみがあり、医療保険などのいわゆる第三分野の保険については、生命保険会社、損害保険会社とも自社本体で販売できる。

## 2 | 監督体制

ドイツにおいては、従来、銀行・保険・証券の 3 分野ごとにそれぞれ異なる監督法に基づいて設立された、信用制度監督庁 (BAkred)、保険監督庁 (BAV)、証券監督庁 (BAWe) がそれぞれ銀行、保険会社、証券会社を監督していた。

しかしながら、イギリスにおける 1997 年の金融サービス機構 [FSA、現金融行為規制機構 (FCA)] の設置、わが国における 1998 年の金融監督庁 (現金融庁) の設置など、各国で総合的な金融監督機関の創設が相次いだ。

こうした流れを受け、業態の垣根を越えた金融コングロマリットを包括的に監督する必要性などから、2002 年 5 月 1 日に連邦金融監督庁が設立された。

ドイツにおける保険会社に対する監督は、連邦金融監督庁と州の保険監督当局が分担している。

生命保険会社 93 社のうち 90 社は連邦金融監督庁が、3 社は州により監督されており、医療保険を専門とする医療保険会社 48 社、損害保険会社 210 社などはすべて連邦金融監督庁の監督下にある。

なお、他の EU 諸国で設立され、ドイツ国内に支社を有する保険会社は、前述のとおり母国の監督機関により監督される。

<sup>5</sup> 帆苺寛康 「EC 保険市場統合と第三次生命保険指令の採択について」『生命保険経営』第 61 巻第 3 号、1993 年 5 月、下和田功 「EC 市場統合とドイツ生命保険産業」『文研論集』第 103 号、1993 年 6 月。

<sup>6</sup> 砂川知秀著「ドイツ保険市場の自由化後の状況」『安田総研クォーターリー』Vol.22、1997 年 10 月、吉川吉衛監訳『ドイツの保険監督法－監督法・渉外法・競争法－』、日本損害保険協会総合企画部業務開発室、1997 年 12 月。  
帆苺寛康 「EC 保険市場統合と第三次生命保険指令の採択について」『生命保険経営』第 61 巻第 3 号、1993 年 5 月、下和田功 「EC 市場統合とドイツ生命保険産業」『文研論集』第 103 号、1993 年 6 月。

<sup>7</sup> 吉川吉衛監訳『ドイツの保険監督法－監督法・渉外法・競争法－』前掲。

### 3—生命保険市場を中心とした販売動向

#### 1 | 販売動向

2012年度のドイツの保険全体の収入保険料は1816億ユーロである。

その内訳は、生命保険 873 億ユーロ（48.1%）、医療保険 357 億ユーロ（19.6%）、損害保険 586 億ユーロ（32.3%）となっている。

生命保険の新契約について見ると、1995年には税制優遇のある養老保険を主力商品とするマーケットであり、約6割を養老保険が占めていた。

近年、高齢化進展の中で年金保険の販売が増加するとともに、好調な株式市場を背景に変額保険（変額年金を含む）も販売実績を伸ばしている。

2012年には年金保険（定額年金、135.6万件）と変額年金（変額保険全体の88.5万件的うち78.3万件）合わせて約214万件と、全体の約5割を占める。

このほか、近年就業不能保険の伸びも著しく、定期保険とともに保障性商品の中核となっている。

（表1）ドイツの生命保険新契約の動向

万件、%

|       | 養老保険            | 年金保険            | 変額保険            | 定期保険           | 就業不能           | その他計             |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|------------------|
| 1995年 | 276.9<br>(60.6) | 72.8<br>(15.8)  | 22.0<br>( 4.8)  | 60.4<br>(13.2) | 3.9<br>( 0.9)  | 457.1<br>(100.0) |
| 2000年 | 148.7<br>(32.5) | 96.2<br>(21.1)  | 128.2<br>(28.1) | 64.9<br>(14.2) | 18.4<br>( 4.0) | 457.0<br>(100.0) |
| 2005年 | 96.2<br>(18.4)  | 186.9<br>(35.8) | 124.9<br>(23.9) | 73.9<br>(14.2) | 32.4<br>( 6.2) | 522.1<br>(100.0) |
| 2010年 | 56.1<br>(12.1)  | 150.6<br>(32.5) | 113.9<br>(24.6) | 70.6<br>(15.2) | 40.3<br>( 8.7) | 463.8<br>(100.0) |
| 2011年 | 56.7<br>(12.1)  | 157.4<br>(33.5) | 107.9<br>(23.0) | 69.0<br>(14.7) | 45.9<br>( 9.8) | 469.7<br>(100.0) |
| 2012年 | 52.7<br>(12.4)  | 135.6<br>(31.9) | 88.5<br>(20.8)  | 67.1<br>(15.8) | 48.9<br>(11.5) | 425.7<br>(100.0) |

※ドイツ保険協会資料「2013年統計年鑑」により筆者作成。

#### 2 | 販売チャネル

販売チャネルは、保険種類により大きく異なっている。

生命保険については営業職員など1社専属チャネルが約4割、ブローカーなど乗合代理店が約3割、年金などを中心とした銀行窓販が約2割を占める。

一方、医療保険については銀行窓販の占める割合は低く、営業職員など1社専属チャンネルが約5割、ブローカーなど乗合代理店が約4割となっている。

こうした年金など貯蓄性商品を中心とする銀行窓販は、わが国の状況と類似しているものと考えられる。

(表2) ドイツの生命保険販売チャンネル別シェア

%

|       | 営業職員など<br>1社専属 | ブローカーな<br>ど乗合代理店 | 銀行窓販 | ダイレクト<br>販売 | その他 |
|-------|----------------|------------------|------|-------------|-----|
| 2009年 | 44.1           | 30.3             | 20.6 | 2.5         | 2.5 |
| 2010年 | 42.0           | 29.5             | 23.6 | 2.6         | 2.3 |
| 2011年 | 43.6           | 30.6             | 19.8 | 3.4         | 2.6 |

※ドイツ保険協会資料「2012年統計年鑑」、「2013年統計年鑑」により筆者作成。

(表3) ドイツの医療保険販売チャンネル別シェア

%

|       | 営業職員など<br>1社専属 | ブローカーな<br>ど乗合代理店 | 銀行窓販 | ダイレクト<br>販売 | その他  |
|-------|----------------|------------------|------|-------------|------|
| 2009年 | 44.1           | 36.8             | 2.7  | 4.0         | 12.4 |
| 2010年 | 48.6           | 37.5             | 3.1  | 3.9         | 6.9  |
| 2011年 | 49.2           | 37.3             | 2.9  | 3.9         | 6.7  |

※ドイツ保険協会資料「2012年統計年鑑」、「2013年統計年鑑」により筆者作成。

#### 4—おわりに

ドイツでは私人間の保険取引について規定する保険契約法と、行政による保険会社の監督について規定する保険監督法が別個に制定されており、わが国（保険法と保険業法を別個に制定）と類似した体系となっている。

これに対し、米国各州・フランスでは、保険契約法と保険業法が一体として保険法（保険法典）として制定されており、英国では、金融機関に対する監督法（金融サービス法）はあるものの、保険契約法は従来存在せず、判例により対応されてきたが、近年実体法の制定が始められている。

実際に、わが国の保険業法の制定にあたっては、相互会社法制などを中心に当時公布されていたドイツ保険監督法が参照されたものとされている<sup>8</sup>。

販売動向や販売チャンネルなども含め、ドイツの保険事情は今後もわが国の参考となろう。

<sup>8</sup> 山下友信 「西ドイツにおける相互会社と相互性原則」『神戸大学年報』第3号、1987年。